# 経団連生物多様性宣言イニシアチブ ロゴマーク利用ルール ver1 (2021.12.20)



#### 1. 基本ルール

- ① ロゴマークは、経団連生物多様性宣言イニシアチブ参加企業に限って利用が可能。
- ② ロゴマークを対外的な企業活動に用いる場合は、経団連自然保護協議会事務局に事前申請。
- ③ 「ロゴマーク仕様書」記載の仕様に則り、経団連生物多様性宣言イニシアチブの参加に関連し、 適切な利用をする。

## 2. 申請方法

① 利用者は事前に、事務局あてにメールで申請を行う。

アドレス: kncf@keidanren.or.jp

タイトル:「イニシアチブロゴ利用申請【〇〇(企業名)】」

記載項目:企業名、部署名、担当者名、担当者メールアドレス、電話番号、利用目的

- ② 事務局は内容確認のうえ、メールで認否を回答。
  - \* 不適切な利用が判明した場合には、経団連自然保護協議会事務局の指摘に従い、速やかに 利用中止をお願いします。

## 3. 利用料

- ① 経団連自然保護協議会会員企業は無料。
- ② 経団連自然保護協議会非会員企業は10,000円(税込)/年度(※請求書払)。
  - ※上記2.②承認メール送信時に、請求書の宛名、住所を確認し、 請求書を送付。

#### 4. 利用期間

- 年度単位。
- ② 2021年度承認分は2022年度までの利用可。2023年度以降は毎年度申請を要する。

# 【お問い合わせ】

経団連自然保護協議会事務局(担当 細川、加藤) kncf@keidanren.or.jp 電話 03-6741-0991